

東京都公立大学法人による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、法人が令和6年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 令和6年度の調達方針

1 調達する物品等

法人が契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃、図書関連業務、データ入力等、障害者就労施設等が受注することが可能なものの

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

ケ 受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口

3 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、物品及び役務の種別毎に、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

<参考>

令和5年度実績額 12,029千円

(内訳 物品：0千円、役務：12,029千円)

4 物品等の調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
- ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 隨意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、東京都公立大学法人契約事務規程（平成17年度法人規定第26号）第30条第3号に規定する随意契約を積極的に活用するものとする。

(4) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例の周知

各執行単位における障害者就労施設等からの調達の推進を図るため、必要に応じ、調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

(5) 法人の契約における障害者の就業を促進するための措置

物品・役務の契約において総合評価方式を導入する場合には、落札者を決定するに当たり、入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等からの物品等の調達実績があることに配慮する等、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

第3 その他

各經理事務管理者は、本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に經理責任者まで報告するものとする。報告のあった調達の実績については、その概要を取りまとめ、公表するものとする。